

指定介護予防短期入所生活介護 利用料金表

【別紙】

1. サービス利用料金

○平成27年8月1日以降(2割負担)

(日額)

個室	サービス費 (10割)	利用者負担額 (2割)	滞在費	食費	利用者負担額
要支援1	4,806円	962円	1,150円	1,380円	3,492円
要支援2	5,971円	1,195円			3,725円

特別養護老人ホーム羽田におきましては、個室のご利用でも旧基準を経過措置で満たしており、利用料は多床室と同じになります。

多床室	サービス費 (10割)	利用者負担額 (2割)	滞在費	食費	利用者負担額
要支援1	4,861円	973円	840円	1,380円	3,193円
要支援2	5,982円	1,197円			3,417円

【その他加算】

加算名	サービス費 (10割)	利用者負担額 (2割)	該当加算○印
機能訓練体制加算	133円	27円	
個別機能訓練加算	621円	125円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,220円	444円	○
若年性認知症利用者受入加算	1,332円	267円	○
送迎加算(片道)	2,042円	409円	○
療養食加算	255円	51円	○
サービス提供体制強化加算			
(I)イ	199円	40円	○
(I)ロ	133円	27円	
(II)	66円	14円	
(III)	66円	14円	

介護職員処遇改善加算		
(I)	[介護報酬総単位数]×5.9%	○
(II)	[介護報酬総単位数]×3.3%	
(III)	([介護報酬総単位数]×3.3%)×90%	
(IV)	([介護報酬総単位数]×3.3%)×80%	

当該加算は、すべてのご契約者に加算され、区分支給限度基準額の算定対象外

2. キャンセル料について

ご利用をキャンセルされる場合や食事が不要となる場合は、すみやかにご連絡をお願いします。

利用前日17時までにご連絡がなかった場合は、次表のとおり食費相当額(初日分)がキャンセル料としてかかります。

連絡日時 負担限度額認定区分	利用前日17時まで	利用前日17時～、 ご連絡がなかった場合
第1段階	0円	300円
第2段階		390円
第3段階		650円
第4段階		1,380円

※滞在費と食費について負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額とします。

※朝食:290円、昼食:630円、夕食:460円

3. 介護保険給付対象外サービスの費用

日常生活上必要とされる諸費用	実費
クラブ活動費	実費
理美容費	1回 1,500 円
複写物の交付	1枚 10 円
行政手続きの代行	実費

4. 滞在費、食費の負担額(日額)

世帯全員が市町村民税非課税の方や、生活保護を受けている方の場合、施設利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。

段階区分		滞在費		食費		
所得区分		利用料負担段階	個室		多床室	
市町村民税	世帯課税者	第4段階	1,150円	840円	1,380円	
	世帯非課税者	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	第3段階	820円	370円	650円
		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	第2段階	420円	370円	390円
		老齢福祉年金受給者	第1段階	320円	0円	300円